

## 重要事項説明書（通所リハビリテーション）

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所がご利用者に説明すべき事項は以下の通りです。

### 1. 事業所概要

法人名	医療法人 松徳会
法人所在地	三重県松阪市駅部田町1619-45
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 松本 和隆
電話番号	0598-26-3555

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	通所リハビリテーション「カトレア」
指定番号	2450780032
所在地	三重県松阪市山室町690番地1
電話番号	0598-20-0088

### 3. 事業の目的

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定されたご利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、ご利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### 4. 運営の方針

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受ける事が出来るよう努める。
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤兼務 1名
医師	1名	常勤兼務 1名
看護師	0名	
介護職員	9名	常勤専従 5名 非常勤専従 4名
相談員	0名	
理学療法士	11名	常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 8名
作業療法士	4名	常勤専従 2名 非常勤専従 2名
言語療法士	1名	常勤専従 1名
管理栄養士	1名	常勤専従 1名
栄養士	0名	
介護助手	1名	非常勤専従 1名
事務員	0名	
運転手	2名	非常勤専従 2名

## 6. 営業時間

営業日	元旦、日曜日を除く
営業時間	午前9時00分～午後5時00分

※利用者の希望によりサービス提供時間の延長が可能であるが、その場合の営業終了時間は、午後8時とする。

## 7. 事業の内容

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

- (4) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- (5) 利用料金表については、別表の通りとする。

## 8. 通常の事業の実施地域

松阪市内（宇木郷地区・飯高町を除く）の区域とする。

## 9. 身体の拘束等

- (1) 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため等やむを得ず、身体拘束を行う場合、事業所の医師が様態及び時間、利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- (2) 前項のやむを得ず身体拘束を行う場合、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し、適切な取扱いにより行う。その実施状況を適正化委員会にて諮り、その結果を職員に周知する。

## 10. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 11. 褥瘡対策等

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

## 12. 事業所の利用にあたっての留意事項

当事業所の利用にあたっての留意事項を以下の通りとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取して頂く。
- (2) 飲酒については、基本的には厳禁とする。喫煙については、全館及び敷地内は禁煙とする。
- (3) 火気の取り扱いについて、火気を使用する場合は必ずお申し出頂くこととする。
- (4) 設備・備品等はその本来の用途に従ってご使用頂くこととする。
- (5) 所持品・備品等は当事業所がお願いする持ち物以外の持ち込みは必ずお申し出ください。また、持ち込む場合は、必要最小限でお願いします。
- (6) 金銭・貴重品の管理について、基本的に個人管理でお願いします。但し、紛失等が生じた場合は責任を負いかねますのでご了承願います。

- (7) 宗教活動について他の利用者の迷惑のかからない活動に努めるようお願い致します。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (10) 職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

### 1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 1 4. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

### 1 5. 守秘義務及び個人情報の保護

利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る事とする。

### 1 6. ハラスメントに対する防止

事業所職員へのセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、その他のハラスメント（以下、総称して「ハラスメント」という）が行われた場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。事業所職員が能力を充分発揮できるよう信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。当事業所は、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### 1 7. サービスの利用料・費用

- (1) 介護保険給付対象サービス利用料  
別表に定める料金表の通りである。
- (2) 毎月の利用料のお支払い方法は口座引き落としとなります。  
毎月 15 日前後に、前月分の請求書を送付し、引き落とし日は 12 日もしくは 27 日です。  
なお、金融機関の休業日と重なる場合は、翌営業日に引き落としとなります。

## 18. 苦情相談窓口

ご利用事業所 ご相談窓口	ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分 (無休) ご利用方法 電話 0598-20-0088 面接 場所・・・ご自宅、又はカトレア
松阪市介護保険課 高齢者福祉係	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0598-53-4190 (53-4088) 面接 場所・・・松阪市役所内
三重県 国民健康保険連合会 介護保険分室	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 059-213-6500 面接 場所・・・三重県自治会館 2階

## 19. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

### (1) 利用者の主治医

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	

### (2) 協力医療機関

医療機関の名称	松阪市民病院	松阪厚生病院	松本クリニック	吉田歯科医院
所在地	松阪市殿町 1550	松阪市久保町 1927-2	松阪市駅部田町 1619-45	松阪市黒田町 91-2
電話番号	0598-23-1515	0598-29-1311	0598-26-3555	0598-21-1816

### (3) 緊急連絡先

緊急連絡先 1		緊急連絡先 2	
氏名		氏名	
住所		住所	
電話番号		電話番号	

- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1に対し  
甲2  
サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項  
を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

所在地	松阪市山室町690番地1	
名称	医療法人 松徳会 通所リハビリテーション「カトレア」	
管理者	新堂 喜代文	印
説明者	所属 通所リハビリテーション 「カトレア」	
	氏名	印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所  
氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所  
氏名 印